



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (情報産業振興課) 1

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定 (福祉・援護課) 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出 (福祉・援護課) 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉・援護課) 2
- 指定管理者の指定 (青少年・児童家庭課) 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出 (水産課) 3
- 公有水面埋立しゅん功認可 (漁港漁場課) 3
- 公共測量の実施の通知・3件 (道路管理課) 4
- 公共測量の実施の終了の通知 (道路管理課) 5
- 都市計画の変更・2件 (都市計画・モノレール課) 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件 (県民生活課) 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件 (県民生活課) 6

規 則

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第3号

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成24年沖縄県条例第64号) の施行期日は、平成25年 4月 1日とする。

告 示

沖縄県告示第82号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人桑江皮膚科医院	沖縄市上地一丁目13番3号	平成24年12月1日
はえばる北クリニック	南風原町字与那覇283番地	平成24年12月1日
くろしお歯科クリニック	那覇市字古島12番地1 ピュアパレスクロシオ2階	平成25年1月1日
すこやか薬局久米店	那覇市久米2丁目10番1号シャトレプランシェ102号室	平成25年1月4日
あかみち薬局あげな店	うるま市字安慶名513番地2	平成25年1月8日
いわした内科クリニック	うるま市字安慶名511番地コーポYONA HA II	平成25年1月8日

沖縄県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ふくはら胃腸科・外科	沖縄市美里仲原町26番5号	沖縄市字美里1519番地	沖縄市美里仲原町26番5号	平成24年11月19日
レモン薬局美里店	沖縄市東二丁目5番18号	沖縄市字美里1391番地	沖縄市東二丁目5番18号	平成24年11月19日

沖縄県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人虹の会くろしお歯科クリニック	那覇市字古島12番地1 ピュアパレスクロシオ2階	平成24年8月1日
医療法人桑江皮膚科医院	沖縄市上地二丁目1番2号	平成24年12月1日
はえばる北クリニック	南風原町字与那覇283番地	平成24年12月1日
こずえ薬局	那覇市字国場324番地	平成24年12月31日

沖縄県告示第85号

沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第6条の規定により、沖縄県立石嶺児童園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 社会福祉法人美原福祉会 うるま市石川東恩納1517番地
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

沖縄県告示第86号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月15日から同年3月1日まで宮古島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市平良字西仲宗根328番地県営西仲団地1棟603号 久高勇光、宮古島市平良字西原453番地 本村貞和
- 2 加入区 平良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宮古島漁業協同組合

沖縄県告示第87号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成25年2月4日 沖縄県指令農第76号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296番地 宜野座村
 - (2) 代表者 沖縄県国頭郡宜野座村字松田643番地 宜野座村長 當眞淳
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那浜原1703番4の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ沖縄県国頭郡宜野座村字漢那浜原1703番4と公有水面との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点源3漢那漁港（北緯26度28分24秒8966、東経127度57分22秒4547）から99度34分24秒146.70メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から180度22分57秒9.73メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から179度52分50秒15.35メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から268度48分14秒0.48メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から179度59分17秒114.10メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から260度16分52秒3.49メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から349度59分31秒0.54メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から260度06分36秒20.22メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から169度50分51秒1.01メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から260度00分12秒3.51メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から350度32分49秒1.01メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から259度59分48秒26.49メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から169度37分07秒1.00メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から259度58分13秒3.50メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から349度50分15秒1.01メートルの地点
 - ⑯の地点 ⑮の地点から259度59分46秒26.49メートルの地点
 - ⑰の地点 ⑯の地点から171度02分43秒1.00メートルの地点

- ⑮の地点 ⑮の地点から259度57分18秒3.49メートルの地点
 ⑯の地点 ⑯の地点から350度21分37秒1.01メートルの地点
 ⑰の地点 ⑰の地点から259度54分34秒64.35メートルの地点
 ⑱の地点 ⑱の地点から169度51分39秒39.83メートルの地点
 ⑲の地点 ⑲の地点から79度59分57秒6.63メートルの地点
 ⑳の地点 ⑳の地点から80度20分44秒20.00メートルの地点
 ㉑の地点 ㉑の地点から79度27分41秒20.00メートルの地点
 ㉒の地点 ㉒の地点から79度22分16秒20.00メートルの地点
 ㉓の地点 ㉓の地点から80度41分28秒20.00メートルの地点
 ㉔の地点 ㉔の地点から79度39分35秒20.00メートルの地点
 ㉕の地点 ㉕の地点から79度53分31秒20.00メートルの地点
 ㉖の地点 ㉖の地点から79度51分27秒20.00メートルの地点
 ㉗の地点 ㉗の地点から89度31分14秒5.02メートルの地点
 ㉘の地点 ㉘の地点から75度07分05秒13.95メートルの地点
 ㉙の地点 ㉙の地点から359度59分52秒151.27メートルの地点
 ㉚の地点 ㉚の地点から352度04分33秒1.49メートルの地点
 ㉛の地点 ㉛の地点から337度06分31秒1.49メートルの地点
 ㉜の地点 ㉜の地点から322度07分30秒1.49メートルの地点
 ㉝の地点 ㉝の地点から307度08分18秒1.49メートルの地点
 ㉞の地点 ㉞の地点から292度08分10秒1.49メートルの地点
 ㉟の地点 ㉟の地点から277度11分30秒1.49メートルの地点
 ㊱の地点 ㊱の地点から270度00分00秒1.56メートルの地点
 ㊲の地点 ㊲の地点から344度39分01秒19.40メートルの地点
 ㊳の地点 ㊳の地点から271度32分31秒1.00メートルの地点
 ㊴の地点 ㊴の地点から359度58分53秒52.62メートルの地点
 ㊵の地点 ㊵の地点から269度56分19秒6.52メートルの地点

(3) 面積 9,681.29平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成21年 7月28日 沖縄県指令農第786号
 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 宜野座村

沖縄県告示第88号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市東部
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 1月30日から同年 3月 8日まで
- 3 作業種類 公共測量（1級・2級・4級基準点測量、水準測量、縦断測量及び横断測量）

沖縄県告示第89号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 久米島町字宇江城島
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 1月11日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第90号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局平良港湾事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良港
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年11月23日から平成25年 3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び3級水準測量）

沖縄県告示第91号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 久米島町字江城島
- 2 公共測量を実施した期間 平成24年 1月 4日から同年 5月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（空中写真測量）

沖縄県告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 金武湾港浜臨港地区及び金武湾港平安座南臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 うるま市勝連浜及び与那城平安座
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及びうるま市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 平良臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 宮古島市平良字西仲宗根
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年4月5日まで縦覧に供する。
平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年2月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人八重山美ら島塾
- 3 代表者の氏名 玉城信夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市美崎町1番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県全域に対して、観光産業と経済産業の活性化に関する事業を行い、人材育成に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年4月6日まで縦覧に供する。
平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年2月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人沖縄県学童・保育支援センター
- 3 代表者の氏名 吉葉研司
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市仲間一丁目1番5号伊波ビル201号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県の今とこれからの子どもと子育て世帯に対して、放課後児童健全育成事業（学童保育）を中心とした子ども・子育て支援に関する事業を行うとともに、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交流や連携・ネットワーク環境を構築し、子どもが健やかで豊かに育つことができ、かつ、親が安心して子育てを行える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月28日まで縦覧に供する。
平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年8月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄市障がい者福祉協会
- 3 代表者の氏名 金城睦雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市住吉一丁目14番29号沖縄市社会福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいの者の生活の向上に関する事業を行い、当事者相互の親睦をはかるとともに障がいの有無にかかわらず全ての人にとって住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月28日まで縦覧に供する。
平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人南風原平和ガイドの会
- 3 代表者の氏名 赤嶺敏昭
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武257番地
- 5 定款に記載された目的 アジア・太平洋戦争において国内で住民を巻き込んだ唯一の地上戦があった沖縄県、この島に多くの人々が平和教育の場として訪ねて来ます。そのような中で平和学習や平和推進事業

をとおして平和貢献に寄与すること。また、本土（他府県）と異なった民俗、文化、産業、史跡等を案内する事業と沖縄の生活やものづくり、芸能などの体験学習を町内の住民、企業、農業者と積極的に連携し、協働で展開し、地域の経済活動の活性化と住民参加のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月30日まで縦覧に供する。

平成25年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワールドイズワンネットワーク
- 3 代表者の氏名 奥平貞勝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次231番地132A-67号
- 5 定款に記載された目的 この法人はあらゆる分野での真の探求者、実践者、リーダーの育成に努める組織である。社会人を対象に、健全なコーチング指導者の育成とコーチング諸技法の進歩を図り、また、子ども達を対象とする自然学校やインターナショナルスクールの開校、文化・芸術活動の支援を行い、国内外の子ども達との交流を通して、主体性、積極性、創造性等を備えた人材を育成することを目的とする。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
--	--